

平成23年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	藤井俊雄	2番	竹下尚志
3番	春田智明	4番	原口憲雄
5番	上野彰	6番	前田俊雄
7番	大久保妙子	8番	津口勝也
9番	平山ひとみ	10番	村山正美

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	武末茂喜
企業長	川原康義	局長	福岡寛治
参事	白水満	総務課長	松永明
企画財政課長	櫻井隆司	総務課主幹	磯田慶二
浄水課長	山崎巖	施設課長	八尋正廣
料金課長	笹渕福美	施設課主幹	石橋博

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	磯田慶二	書記	山川誠治
------	------	----	------

5. 議事日程第2号

日程第1 議案第1号、議案第2号に対する質疑、討論、採決

日程第2 春日那珂川水道企業団行財政改革に関する調査特別委員会調査結果報告、質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）

議案第2号 平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案

開会 14時00分

○大久保議長 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

今次定例会に一般質問の通告はあっておりませんので、本日の会議はお手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、これより質疑に入ります。

議案第1号平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）について質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 質疑なしと認めます。

これで議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 討論なしと認めます。

これで議案第1号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案について質疑の通告はあっておりません。

なお、議案第2号につきましては、村山正美議員外4名の議員より修正の動議が提出されております。所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたします。

本動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 異議なしと認めます。よって、本動議を直ちに議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 14時03分

再開 14時10分

○大久保議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第2号平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案に対する修正案の提案説明を求めます。

10番村山正美議員。

○村山議員 議案第2号平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案に対する修正動議を提出するものであります。

提案者は、私、村山正美、そして上野、津口、春田、竹下、4名の議員の賛同を得て提出しております。

修正案を提出する理由について若干の補足説明をさせていただきます。

もちろん東限浄水場の施設整備を否定するものではありません。しかし、今議案に提案されている第5条の施設整備事業50億円という、その裏づけとなる整備事業の計画の詳細については、議案の説明資料として昨日初めて説明を受けたものであり、住民、利用者を代表する議会人として、この事業計画が本当に必然性と、そして安全・安心、最少の経費という総合的検討をするいとまがない状況の中で、債務負担行為の承認をするということは事業の中身を理解しないまま賛同するということになるわけで、そういう無責任な態度をとるわけにはまいりません。よって、債務負担行為第5条をお手元に配付されておりますように改める。つまり事項については庁舎清掃・警備業務、そして期間については23年度から25年度まで、限度額については5,052万6,000円のみ改めるという、そういう修正を行おうとするものであります。議員の皆さんの全員の御賛同を賜り、また執行部におかれましては、そういう議会の意思を十分尊重なさって事業の十分な説明と、そして再検討を議会の十分な意見を含めて再度そういう期間を持っていただきたいということを切に要望する次第であります。

以上で提案と補足の説明とさせていただきます。

○大久保議長 これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 質疑なしと認めます。

修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 討論なしと認め、修正案に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案に対する修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大久保議長 全員賛成であります。よって、議案第2号平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除くその他の部分についての質疑に入ります。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

修正議決した部分を除くその他の部分について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大久保議長 全員賛成であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

日程第2、春日那珂川水道企業団行財政改革に関する調査特別委員会の報告についてを議題といたします。

行財政改革調査特別委員会の調査結果報告を求めます。

行財政改革調査特別委員長、村山正美議員。

○村山議員 行財政改革調査特別委員会委員長の村山正美です。

お手元に配付しております行財政改革調査特別委員会調査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

(1)はじめに。

当企業団は言うまでもなく水道法が定める、清浄にして豊富、低廉な水の供給を目的にして運営されている。当企業団における水需要の動向は平成12年にピークを経験し、その後一時期を除き減少傾向が続いている。そのため、平成19年度から21年度までの3年間では収益的収支の当期純利益は年平均3,300万円減少している。このような中、平成24年度までの行財政改革プランがスタートしたが、執行部における行革の進行に比して、議員定数の削減、議員の期末手当廃止等が先行したため、住民の目には執行部と議会の対立との

印象を与えた。この反省の上に、執行部と議会が一体となり行財政改革を推進することで水道法の目的を達成するため、平成21年6月に当委員会を議員全員の発議で立ち上げ、以後1年6カ月の調査を行ってきた。

(2)ますます厳しくなる経営環境。

当企業団の給水量は200日を超える時間指定断水による給水制限を福岡市が実効した福岡大渇水や、その後の不況と景気の低迷及び節水機器の普及により、基本的に減少傾向が続いている。1人1日の平均使用水量は、第5次拡張事業計画策定時の276リットルから、現在では量で48リットル、率にして17.39%減少し、平成20年度の決算では228リットルまで減少している。これは地中海性気候で年間雨量が全国で最も少ない瀬戸内沿岸の都市よりも節水が進んでいることになり、全国一の節水都市となっている。

また、我が国は本格的な人口減少時代に突入したと言われている。当企業団の構成団体の平成32年度の将来推計人口を見てみると、春日市は10万6,754人、那珂川町は5万3,612人で、合計すると16万366人となり、平成22年度の人口と比較するとわずか955人の増予測になっており、これでは給水量の大幅な増は見込めない。このような経営環境のもとで、水道法の目的を基本に据えた徹底した行財政改革の推進が求められている。

(3)調査に基づく提言。

1、行財政改革プランの立て方と職員の意識改革について。

平成20年度から24年度までの当企業団の行財政改革プランは、国における平成12年の行政改革大綱、平成16年の今後の行政改革、平成18年の行政改革推進法の求めに応じたものとなっている。当委員会の調査過程で、担当者が適切な回答をその場でできない、行財政改革調査特別委員会の場であることを自覚しているとは思えない説明、回答や、行財政改革プラン基本方針の改革項目の整理などの事例は、この行政改革プランが国の流れに呼応することを優先して作成されたことにほかならず、当企業団の経営実態からの検証の不十分さを指摘せざるを得ない。プランの基本方針と実施計画のローリングの中で、実施項目ごとの経費節減額の数値目標をできるだけ確定すべきである。

2、料金収入拡大を目指す取り組みについて。

自衛隊の施設や春日フォレストシティへの給水など大口利用者の開発が、経営全体の中でどのように論議され執行されたのか、また執行されようとしているかなどの重要な業務について、利用者を代表する議会に対しての報告が行われず全く不明であった。今後業務の遂行状況を住民代表の議会に適時報告するルールを確立するとともに、大口利用につながる開発などについては行政の責任と企業団の責任を適切に分担することが求められている。

3、職員の定数管理と企業長、参事などについて。

課の統合など人件費削減の取り組みは強化されているが、本格的な効果はこれからの遂行にゆだねられている。新たな水源開発などの重要な政治判断の必要性がなくなった今日、企業長が専任である必要があるのか。また、参事の必要性があるのか。本来、水道行政の責任を負うべき両顧問が責任を果たす立場での検討をするべきである。

4、施設の更新と管理委託について。

企業団設立から半世紀を迎えようとしており、施設の老朽化に伴う更新が求められている。更新に当たっては、人口減少を踏まえ需要予測を適切に行い、過度の投資を行わないことと、安全に十分配慮しつつ、管理の委託を促進し経費の節減に努力することが求められている。

(4) 議会経費の節減について。

議会経費の節減については、定数の削減、報酬の月額制、行政視察のあり方などについても検討すべきとの立場では一致しているが、時間的な制約から資料等の収集にとどまった。5月以降に構成される新しい議会で目に見える改革が進行することを期待するものである。

執行部においては、この議会意思を踏まえ行財政改革に取り組まれるよう強く要望します。

以上で行財政改革調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。あわせて本特別委員会の調査が終了したことを報告いたします。

○大久保議長 ただいまの行財政改革調査特別委員長の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

次に、討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

直ちに採決に入ります。

ただいまの行財政改革調査特別委員長の報告を承認し、同委員会の調査を終了すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 異議なしと認めます。よって、春日那珂川水道企業団行財政改革調査特別委員長の報告を承認し、同委員会の調査を終了することに決定いたしました。

以上で今次定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。

閉会 14時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年2月18日

春日那珂川水道企業団議会議長 大久保 妙 子

3番 春 田 智 明

4番 原 口 憲 雄